

審議まとめに対する意見

全国特別支援学校長会

会長 緒方 直彦

【総括】

全体として審議まとめは、論点整理で提示された理念を、構造化、評価、情報教育、探究、教育課程の柔軟化等、具体的な制度へ落とし込んでいる点で高く評価できる。一方、今後の最大の課題は、制度の精緻化以上に、全ての学校及び教職員が十分に理解し、実践できる仕組みを確立することだと考える。そこで、本会からは、主に特別支援学校に関して、以下の5点について意見を述べる。

【意見】

1. 学びの深まりの理解について

審議まとめでは、「主体的・対話的で深い学び」の実装に向けて、各教科等の一定のまとまりごとに「統合的な理解」と「総合的な発揮」を軸とした深まりと一体的育成による学習指導要領の構造化が示されている。特に、知的障害や重複障害等のある児童生徒については、第3部のP497で示されているように、知識や経験を生活や社会と結び付けながら、継続的・長期的・らせん状に学びを深めていくことが重要となるとともに、そのイメージがもてるように示されていることは高く評価できる。

一方、知的障害や重複障害のある子供の学びの深まりや一体的育成については、障害による指導の難しさがあるため、その本質を理解しないまま形式的、画一的な授業改善を進めると、活動経験の積み重ねや技能習得のみを重視した指導に陥りやすく、児童生徒個々の障害の状態等に応じた指導を基盤とした各教科等の豊かな単元づくりによる資質・能力の育成につながらないことを危惧する。

さらに、この課題は、教育委員会を含めた現職研修だけで解決できるものではなく、教員養成段階から取り組むべき重要な課題である。現在の教員養成では、障害理解や指導方法に関する学習は行われているものの、「深い学び」や「統合的な理解・総合的な発揮」という新たな教育観・学習観を、特別支援教育の文脈で実践的に学ぶ機会は十分とは言えない。教員養成部会の議論とも連携し、大学段階から特別支援教育における「学びの深まり」の理解と実践力の育成を強化とともに、特別支援学校の教員が学びの深まりを具体的な授業へと落とし込める専門性を確実に身に付けることが不可欠であり、教員養成の質的充実と教育研究を求めるものである。

加えて、養成・採用・研修を一体的に推進する観点から、周知期間を中心に、障害のある子供の深い学びの実装に向けた教育委員会等での現職研修を支える方策を国やその機関に求めるものである。

2. 障害のある子供に対するデジタル学習基盤の充実について

デジタル学習基盤の充実は、障害のある子供たちの学びの保障と可能性の拡大に直結する極めて重要な課題であると考えられる。次期学習指導要領の議論では、デジタル学習基盤が多様な子供たちの「深い学び」を支える基盤として位置付けられているが、その実現には各障害種の特性に応じた環境整備が不可欠である。

例えば、視覚障害のある児童生徒には音声読み上げや点字ディスプレイ、聴覚障害のある児童生徒には字幕・文字化機能、肢体不自由のある児童生徒には視線入力装置や各種スイッチ、知的障害や発達障害のある児童生徒には認知特性に配慮したアプリケーションや情報提示機能など、それぞれに適切な ICT 機器とアクセシビリティ機能が必要となる。また、デジタル教科書についても、拡大表示や音声化、多様な入力方法への対応など、障害特性に応じた機能の標準装備が求められる。

しかし、学校や地域によって活用環境や専門的支援体制には大きな差があり、必要な機器の整備や維持管理、人材育成にも課題が見られる。真の意味でデジタル学習基盤を全ての子供たちの学びにつなげるためには、国及び関係機関が中心となり、機器整備への財政支援をはじめ、障害に特化したアクセシブルな教材・デジタル教科書の開発、専門人材の配置・研修体制の充実を一体的に進める必要がある。障害の有無にかかわらず誰一人取り残さない教育を実現するため、特別支援教育の視点を十分に反映した取組の推進を要望する。

さらに、知的障害教育における情報活用能力の育成については、中学部で職業と家庭に分離され、小学部、高等部との連続性を踏まえた内容が示されたことを評価するが、学校現場における指導内容や評価方法の理解に差が生じることが危惧される。文部科学省著作教科書「職業」の改訂や、指導事例集の充実を図り、全ての教員が適切に指導できるための国による取組を求める。

3. 自立活動の充実に向けた支援の強化について

審議まとめでは、多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにすることや、個に応じた学習過程の充実、子供の主体性や自己調整を重視する方向性が示されている。特別支援学校において、この理念を実現する上で中核となるのが自立活動である。

自立活動は、調和的な発達の基盤を養うため、子供自身が主体的に自己の可能性を最大限に発揮し、よりよく生きていくための力を育成する教育活動であり、各教科等の資質・能力や将来の自立と社会参加を見据えた教育の核として位置付けられるものである。

しかしながら、現場では個別の指導計画が作成されているものの、自立活動の指導目標や指導内容が教科指導や学校生活全体と十分に関連付けられず、計画が有効に活用されていない実態も散見される。また、その課題は、障害種によっても様々であり、教員の認識にもばらつきがある。なお、自立活動を真に充実させるためには、教員による指導のみならず、子供自身が自己選択・自己決定を重ねながら学べる指導内容の充実が不可欠である。

特に自己選択・自己決定に関連して、福祉分野での意思決定支援は、共生社会の実現や子供の参画を重視する今回の方向性とも深く結び付く重要な視点であり、コミュニケーションに困難のある子供についても、多様な手段を活用して意思や願いを表明できる支援とともに、自己選択・自己決定につながる指導内容とその環境を整える必要がある。

全国特別支援学校長会としては、国及びその機関に対し、自立活動の質的向上に向けた研究指定事業や実践開発事業の充実、指導事例や評価資料の整備・共有、意思決定支援に関する研修の充実、専門家による継続的な支援体制の構築を強く求める。自立活動の指導を教育課程全体の中で生かし、一人一人の主体的な学びのもと、自立と社会参加につなげるための指導を、一層推進していただきたい。

4. 特別支援学校のセンター的機能の充実について

特別支援学校は、障害のある子供たちへの専門的な教育を担うだけでなく、地域における特別支援教育の中核として、センター的機能を発揮することが求められている。特に、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱等の各障害種別の特別支援学校が、それぞれ長年培ってきた専門的知見や教育実践を生かし、小学校、中学校、高等学校等に対する助言・相談、巡回支援、研修、教材提供などを行うことは、インクルーシブな教育環境の整備を進める上で極めて重要である。

一方で、通常の学級に在籍する支援を要する児童生徒の増加や教育的ニーズの多様化により、地域の学校から寄せられる相談や支援要請は年々増加している。現状では、多くの特別支援学校に限られた人員体制の中で対応しており、教員の負担増加や継続的支援の難しさが課題となっている。センター的機能は個々の学校の努力に委ねるものではなく、地域全体の特別支援教育を支える公的機能として位置付け、その役割を担保する体制整備が不可欠である。

そのため国においては、センター的機能を担う専任又は専従教員の加配、外部専門家との連携を推進するための人的・財政的支援、巡回相談や研修を継続的に実施するための予算措置など、実効性ある人的保障を伴った体制整備を強力に実現していただきたい。

また、各障害種別の専門性が地域全体で十分に生かされるよう、教育委員会や関係機関との連携体制の強化も求めたい。特別支援学校のセンター的機能の充実は、特別支援学校のみならず、全ての学校における特別支援教育の質を高め、誰一人取り残さない学びの実現につながるものであり、国による一層の支援を強く要望する。

5. 共生社会の実現に向けた交流及び共同学習等の充実について

審議まとめでは、「多様性の包摂」を教育課程改革の中核に位置付け、全ての子供の可能性を引き出す学校教育の実現を目指している点を高く評価する。特に、特別な教育的支援を必要とする子供が増加・多様化する中、共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず全ての子供が相互に理解し合い、共に学び、共に社会を創る当事者として成長できる教育環境の整備が重要である。

その際、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習について、その機会の拡充のみにとどめるのではなく、障害のない子供たちにとって大きな意義があることを小・中、高等学校等において強く認識する必要がある。さらに、交流及び共同学習については、実施回数や活動実績のみならず、障害のある子供とない子供が役割を担い、自らの考えを伝え、活動の企画や振り返りに主体的に参画できたかという質的な視点を重視することが重要である。

特に特別支援学校に在籍する児童生徒の中には、言語による表現だけでは意思を十分に伝えることが難しい子供も多い。したがって、個々の障害の実態に応じた多様なコミュニケーション手段を活用しながら意思の表明を支援し、その意見が学習活動や学校運営に適切に反映される仕組みを明確に示すことが求められる。